

障がいのある方などが受け取れる手当のご案内

障がいのある方やその家族の負担軽減や生活の安定のために各種手当が支給されます。
※各種手当は申請しなければもらえません。また、毎年所得状況などの調査があります。

在宅障害児福祉手当

支給要件 ①20歳未満 ②在宅 ③日本国籍
障がいの目安

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・療育手帳[Ⓐ]・A・B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・特別児童扶養手当受給者
- ・障害児福祉手当受給者

給付月額 **3,000円**

受給者 親権者または養育者

所得制限 無

併せて受け取ることのできる手当

- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当(市独自基準)

特別児童扶養手当

支給要件 ①20歳未満 ②在宅
障がいの目安

1級

- ・身体障害者手帳1・2級
- ・療育手帳[Ⓐ]・A

2級

- ・身体障害者手帳3級および4級の一部(下肢障害)
- ・療育手帳B

- ・上記と同程度の精神障がい

給付月額 **1級 56,800円 2級 37,830円**

受給者 親権者または養育者

所得制限 有(対象児童、配偶者、扶養義務者)

併せて受け取ることのできる手当

- ・障害児福祉手当
- ・在宅障害児福祉手当

障害児福祉手当

支給要件 ①20歳未満 ②在宅
③常時介護が必要

障がいの目安

- ・身体障害者手帳1級
- ・身体障害者手帳2級の一部
- ・療育手帳[Ⓐ]
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

給付月額 **16,100円**

受給者 対象者本人

所得制限 有(対象児童、配偶者、扶養義務者)

併せて受け取ることのできる手当

- ・特別児童扶養手当
- ・在宅障害児福祉手当(市独自基準)

特別障害者手当

支給要件 ①20歳以上
②在宅(連続3か月未満の入院含)
③常時特別の介護が必要

障がいの目安

身体または精神の著しい障がいにおいて常時特別の介護を必要とする程度の障がい。

※要介護4・5の方でも障がいの状況によっては認定される場合もあります。

- 例 身体障害者手帳1・2級および療育手帳[Ⓐ] または精神障害者保健福祉手帳1級が重複している。

給付月額 **29,590円**

受給者 対象者本人

所得制限 有(対象者、配偶者、扶養義務者)

※障害基礎年金を併せて受け取ることができます。

障がいの状態などに応じて申請手続きが異なるので、事前にご相談ください。

◆問い合わせ＝☎社会福祉課(内線4133)

難病患者福祉手当

支給要件 指定難病特定医療費受給者証を持っている方

給付年額 **10,000円**

受給者 受給者証所持者本人

所得制限 なし(市民税の滞納のない方)

無料 法務相談予約受付中

相続・遺言 名義変更 登記

ご予約はこちらまで ☎ **0120-339-478** 常総市役所より車2分

荒井司法書士行政書士事務所 〒303-0024 常総市水海道栄町2680-11

ご予約受付時間 平日 9:30～18:00

うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎ **029-869-9128**

結婚相談所 ムスベル